

「京都市地域コミュニティ活性化推進条例」の改正（案）に関する
市民意見の募集

1 市民意見募集の概要

(1) 募集期間

令和8年3月26日（木）～ 令和8年4月27日（月） 33日間

(2) 周知方法

- ・ホームページ掲載
- ・リーフレットの配布（市役所案内所、区役所・支所、市立図書館、
青少年活動センター、景観・まちづくりセンター、その他京都市関連施設等）
- ・地域団体、マンション・不動産関係団体等への個別周知

(3) 意見数

意見者数：41人

意見数：72件

(4) 意見をいただいた方の属性

ア 年齢

～19歳	20歳代	30歳代	40歳代
1人	5人	4人	7人
50歳代	60歳代	70歳～	不明
8人	6人	8人	2人

イ 居住地等

京都市在住	京都市通勤・通学 (京都市在住を除く)	その他	不明
33人	5人	1人	2人

2 御意見の要旨と御意見に対する本市の考え方

別紙のとおり

御意見の要旨と御意見に対する本市の考え方

1 条例改正全般のこと【32件】

	主な御意見	件数	御意見に対する本市の考え方
1	・ ライフスタイルに合わせた地域コミュニティ活性化の方法があるため、時代やニーズに合う条例改正は有難い。 ・ 改正案の内容は過度な負担ではないため、実現を望む。 ・ 学区連合会役員として条例改正案に賛成。時流に即した適切な見直しと評価している。 ・ 今回の条例改正だけで課題が解決するわけではないと思うが、まずはやってみることが大切だと思う。 ・ 共同住宅に住む一市民として、条例改正が目指す情報伝達の円滑化には賛成。 など	14	本市の共同住宅に居住する世帯は全世帯の半数以上を占めており、共同住宅は地域コミュニティを考える上で重要な位置を占めています。また、共同住宅の居住者からも、「地域の情報が届かない」といった声を聞いています。 居住者が地域で安心して暮らせる環境を整えることを目指し、地域や共同住宅管理者等への過度な負担とならないよう配慮しながら、良好な地域コミュニティの形成に向けて取り組んでまいります。
2	・ 地域住民に町内会を周知してもらうには、興味を持てる楽しいイベント開催で交流を促し、透明性があり年齢や性別にとらわれない、女性や若者が中心となって活動できる開かれた組織への改革が必要。 ・ 町内会側が入らないでほしいというスタンスが多い。町内会側の受入体制が必要。改正するのなら両方に促していかないと意味がないのではないか。 ・ 必ずしも自治会町内会で人とのつながりが必要なわけではなく、令和の時代に合ったつながり方に変える必要があり、今までのやり方では価値観の多様化や外国人との共生は難しい。 ・ 無理なく自然と地域のつながりができることが良い。	5	共同住宅居住者が地域とつながるためには、情報提供や供用開始後になく取組とあわせて、地域側においても多様な住民が参加しやすい運営や活動の魅力向上が重要と考えています。 本市としても、地域と共同住宅の双方が、それぞれの状況に応じて関係を築くことができるよう、好事例の発信や相談対応等により、既存の活動の負担軽減も含め、地域団体側の環境づくりも支援してまいります。

	理念は良いが、地域への負担が増えることが懸念される。		
3	- マンション住民が地域と接点を増やすことには賛成だが、わざわざ条例改正の必要性があるのか疑問。 - 共同住宅の人もつながろうとしていないのでは、と感じる。 - 自治会が「任意団体だから入らなくてよい」と考える人々に情報を届けても効果は薄いと感じる。 - 市民新聞配布の件で市政協力委員として管理者に直接面会して解決した経験があるものの、住民が連合会へ加入し、地域の活動に参加するまでには至っていない。	4	共同住宅においても、自治会・町内会設立や加入が行われている場合もあり、条例改正により、地域とのつながりがない共同住宅居住者に対しても、地域活動の情報を届けることで、興味関心を通じた参加などを後押ししてまいります。
4	- 共同住宅の居住者に地域の自治会・自治連合会への加入を義務化できる施策が必要。 - 自治会や町内会への加入は任意だが、地域情報の提供・周知の機会法的義務としても問題ないとする。私見としては自治会・町内会の加入も「公共の福祉」として法的義務にすべき。 - 共同住宅の管理組合が自治を担っており、ゴミ出しルール、防火訓練などを行っているため、地域の自治会活動と重複する部分がある。地区防災の観点から、共同住宅の管理組合として自治会に加入することで地域と一体の活動がしやすくなる。	3	自治会・町内会は住民が自主的・主体的に活動する任意団体であり、条例等によって加入を義務付けたり、従わない場合に罰則を設けたりすることは困難です。 一方で、共同住宅の居住者にとっても、防災をはじめ、安心・安全な暮らしのため、共同住宅と地域とのつながりづくりは重要であり、本市としても、今回の条例改正を契機としながら、両者のつながりづくりを後押ししてまいります。
5	- 自治会活動をしている立場から、共同住宅ができた場合の対応の難しさを理解。大規模共同住宅は独立した自治会を組織し、小規模共同住宅は個別に加入勧奨するしかない。 - 地域ごとの特殊な状況があり、現在の改正案では役に立たない。地域ごとのきめ細かい内容の改正を求める。	3	共同住宅については、規模、所有形態、居住者層、管理者の状況・意向、周辺の地域コミュニティの状況などは多様であります。 今回の条例改正においては、地域との関係づくりのための共通のルールを追加するものであり、それに基づきながら、共同住宅と地域との関係づく

	（転入者地域交流支援制度について）3階建て以上15戸以上が対象だが、小規模なマンションへのアプローチも必要。建築費が高くなり、マンションが狭く、戸数が少なくなっている状況を踏まえて、柔軟に対応する方がよい。		りは、各地域の状況に応じて、進められるものと考えています。 本市としても、それぞれの状況に応じて、手引きや好事例の提供、地域とのつなぎ、相談対応などに取り組んでまいります。
6	- 共同住宅の住民は主に現役世代であり、仕事・学業に時間を取られているため、特定のコミュニティへの参加や金銭的負担を強いることには反対。地域コミュニティへの参加は、長く住むことを前提としていない共同住宅の住民の事情を考慮していない。町内会運営側の一方的な考えのみを取り込んだ条例自体廃止してほしい。 - コミュニティ活動への「わずらわしさ」「うっとうしさ」を感じる人の価値観も尊重されるべき。行政がコミュニティ活動の活性化を「是」とし、参加しない人を「啓発」の対象として「参加」を強制するような姿勢を改めるよう求める。	2	条例第6条では、地域住民が地域コミュニティの重要性を理解し、地域活動への参加・協力や、住民相互の交流・協働に努めるという役割を定めていますが、自治会・町内会への加入や、個別の活動への参加を強制しているものではありません。 一方で、自治会・町内会をはじめとする地域コミュニティは、市民の皆様の安心・安全な暮らしを支える不可欠な基盤であることから、本市においては、地域コミュニティの活性化に取り組んでおります。 今回いただいた御意見も参考にさせていただき、今後も丁寧な説明と発信に努めてまいります。
7	共同住宅の事業者側も地域活動に参画することを推進すべき。	1	条例第5条において、事業者の責務として、「地域コミュニティの重要性を理解し、その事業所が所在する地域において行われる地域活動に協力するよう努めなければならない」としており、今後も地域コミュニティ活性化推進条例の趣旨を多くの事業者の皆様に御理解いただけるよう周知・啓発に努めてまいります。

2 連絡調整内容を建物完成後に「つなぐ」仕組みについて【16件】

	意見	件数	御意見に対する本市の考え方
1	転入者地域交流支援制度は、事業者が地域と話していても、建築途中や完成した時に事業者が変わってしまい、そ	8	改正案の趣旨は、転入者地域交流支援制度において、建築前の事業者と地域との連絡調整を建物供用開始後につ

	れまでの合意が引き継がれず、なかったことにされてしまうことがある。条例を強化するのに賛成。 ・ 共同住宅新築時の情報共有や居住者への情報提供が重要。 ・ 建築事業者等から管理組合など共同住宅を管理する者への伝達は良いが、管理者が住民にどう伝えるかが重要。 ・ 建築事業者から管理組合への「つなぐ」取り組みは評価できるが、「努める」では不十分。 ・ 建築事業者等が地域との話し合いの内容を管理組合に伝え、管理組合が地域活動の内容等を周知することは重要だが、努力義務では意味がない。法的義務にすべき。 など		なぐことにより、共同住宅居住者と地域とのつながりづくりを促進するものです。 御意見を受け、地域との関係がより円滑に引き継がれるよう、伝達を受けた管理者等においてもその内容を権限の範囲内で尊重していただくための努力義務の規定を改正案に追加いたします。
2	・ 条例改正後には、共同住宅の事業者等への改正内容の発信が必要。 ・ 分譲マンションや賃貸マンションなど様々な類型があるが、多くの場合、実際の業務は管理会社に委託されている。管理会社に、コミュニティや地域との関係づくりについて、どれだけ認識してもらえ、動いてもらえるかが大事であり、そこへの働きかけが重要である。 ・ 建築・不動産業者に「つなぎ役」を依頼しても非協力的。 など	5	御意見のとおり、条例の効力を高めるためには、実際に共同住宅の管理を担う管理業者、建築事業者等への周知・働きかけが不可欠です。 改正後は、関係業界団体等と連携し、条例改正の趣旨や具体的な協力内容について丁寧な発信と理解促進に努めてまいります。
3	・ 販売会社の入居案内に自治会の活動案内を手交することが「つなぐ」仕組みとして必要。 ・ 役員の高齢化等による課題があるので、行政側が「仕組み」によって解決することを提案。具体的には、開発業者による「管理規約」への明記と確認プロセスの構築を義務付け、自治会・	3	新築時に連絡調整した内容を供用開始後につなぐ具体的な方法は、入居案内での配布や管理規約への反映など、様々な手法があることから、強制することはできませんが、連絡調整の内容等によって適した手法を活用できるよう、手引きの充実等を図ってまいります。

	町内会への加入義務や会費の予算化、地域活動への協力体制の構築などを管理規約に盛り込むべきだと提案。 建物完成後に「つなぐ」仕組みについて、現行では建築事業者からの説明会が該当町内等にしか実施されず、近隣住民に情報が伝わっていないことが問題。		
--	---	--	--

3 地域内のお知らせが「届く」仕組みについて【12件】

	意見	件数	御意見に対する本市の考え方
1	- 共同住宅の住民が地域コミュニティに参加する良い機会。管理会社による地域のお知らせチラシの投函や掲示板への掲載の努力義務化は良い取り組み。 - マンション住民の中には地域活動への参加に関心がある層が一定数おり、特に子どものいる若い世代には需要がある。地域からの求めに応じてチラシを配布することに抵抗感がある人もいるかもしれないが、必要な人に情報が届くことの方が優先すべき課題。 - 事業者等は自治連合会からの情報等の連絡が円滑に行えるよう市広報掲示板を設けるスペースの確保に努める様にしてもらいたい。 など	4	オートロック等により地域側から共同住宅の居住者に情報を届けにくい状況がある中、掲示板への掲示やポストへの配布等により、まず地域活動を知る機会を確保することが重要と考えております。 共同住宅居住者に地域活動の情報が届き、そのことが地域活動に参加するきっかけになることを目指し、取組を進めてまいります。
2	- 高齢化や負担増等、色々な原因で町内会を脱退される方が多い。災害が起きた時の共助が大切だが、このままだと近所のつながりが不安。紙ベースの広報だけでなく、SNS を使った即効性の情報も大切。 - 共同住宅では回覧板を回すのが高齢者には困難であり、情報共有の方法を検討すべき。 - オートロックの共同住宅が主流であり、各地域の代表者が行政の発行して	4	今回の条例改正に関わらず、地域コミュニティ活性化を目指し、役員の負担軽減や参加しやすい地域活動の促進のため、地域のデジタル化を推進するなど、引き続き取組を行ってまいります。 また、市政情報の広報についての御意見は、今後の参考にさせていただきます。

	いる新聞等を配布するのが困難な現状。共同住宅には各居住者宅に配布せず、掲示板を設置して情報を発出することを提案。 マンションの掲示板への市広報物掲示、市民新聞のポスト投函などを通じた市民の権利を大切にする条例改正を求める。		
3	- 入居時に町内会への入会を管理会社から勧奨することの義務化なども実施するとより効果的だと考える。 - 入居時の町内会入会勧奨の義務化や市民新聞の一律投函の実施も実施してほしい。	2	入居時に地域活動や自治会・町内会の情報を提供することは、地域と居住者がつながるきっかけとして重要であることから、条例第14条において、販売等事業者が地域情報を提供する努力義務が設けられており、これまでも住宅関係団体との協定等に基づき、住宅の購入・賃貸時に地域活動を紹介する取組等を行っています。 今後も引き続き、事業者等と連携し、周知・啓発に努めてまいります。
4	- 管理会社は管理組合などから委託を受けて業務を行っているものであり、主体は管理組合などだと思う。地域からチラシ等が届いた際に、マンション掲示板に貼って周知するぐらいはできるし、すでにやっているケースもあるが、あくまで管理組合の判断を受けて管理会社が実施しているものである。 - 管理組合や管理会社に義務付けや罰則を規定するのはやめてほしい。	2	管理組合、そこから委託を受けた管理会社については、過度な負担とならないよう、地域団体への協力等については権限の範囲内に限定し、努力義務としています。

4 その他【12件】

	意見	件数	御意見に対する本市の考え方
1	- 地域コミュニティの存続への危機感。行政による実態把握及び加入促進を含む対策を求める。 - 市政協委員制度を廃止し、町内会長の法制化を求める。 - 地域防災の観点から、学区の名称の周	12	いただいた御意見は、必要に応じて関係部署に共有させていただくとともに、今後の地域コミュニティ活性化推進の取組の参考にさせていただきます。

	知や、事業所の従業員や来街者に対する災害発生時の総合的な組織体を設けるための条例も検討すべき。 • 住宅供給公社も地域活性化を推進すべき。 • 市が「地域貢献休暇制度」などを整え、公務員が地域活動に参加しやすい体制を作ることを求める。 など		
--	---	--	--